

流山市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）に係るパブリックコメント実施要領

1 目的

「流山市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）」を公表し、市民の皆様のご意見を募集するものです。

2 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）が制定され、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律が一部改正されました。この改正により、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例で定めるものとされたため、参酌基準として、平成25年4月1日から流山市が条例で定めることになりました。

3 概要

（1）構成

本条例の構成は、次のとおりの構成になっています。

イ 総則	（第1条・第2条）
ロ 歩道等	（第3条から第10条）
ハ 立体横断施設	（第11条から第16条）
ニ 乗合自動車停留所	（第17条から第18条）
ホ 自動車駐車場	（第19条から第29条）
ヘ 移動等円滑化のため に必要なその他の施設等	（第30条から第33条）

4 条例制定に係る考え方

これまで市が実施する移動等円滑化のために必要な道路の構造の技術的基準は、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場へと根本的に転換することを目的に地域主権改革が進められています。

この改革の一環として、平成23年度に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されました。

これらの法律の中で、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、本市が策定した流山

市交通バリアフリー基本構想の中に、一定の基準を満たす、江戸川台駅及び南流山駅周辺を重点整備地区と指定し、多数の高齢者等が利用する施設までの経路を「特定道路」と位置付け、この道路の新設又は、改築に係る道路移動等円滑化を定めるものです。

なお、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に該当しない項目だけを除外して、主務省令の基準を参酌して条例で定めることとしました。

5 意見を募る対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に在する学校に在学する者

6 意見募集期間

平成24年11月21日(水)～平成24年12月20日(木)
郵送の場合は、平成24年12月20日(木)必着

7 公表方法及び閲覧場所

流山市ホームページに掲載します。また、道路建設課、情報公開コーナー、各出張所、各公民館、生涯学習センター(市民活動推進センター)の窓口でも閲覧することができます。

8 ご意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式(ホームページからダウンロードができます。)に名称、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、FAX、電子メールによる提出、または担当課へ直接ご持参ください。お寄せ頂きましたご意見は、これに対する流山市の考え方とともに、整理した上で公表いたします。

なお、個別による回答はいたしませんのでご了承ください。

9 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 土木部 道路建設課

電話番号 04(7150)6094(直通)

FAX 04(7150)2862

メールアドレス：dourokensetsu@city.nagareyama.chiba.jp